

みやぎの運河群連絡調整会議民間団体等公募要綱

1. 目的

みやぎの運河群連絡調整会議は、みやぎの運河群の更なる活用に向けた広域な連携を推進するため、行政機関や民間団体等との意見交換等を通じて、関係機関による情報共有と連携強化を図ることを目的とする。なお、本会議は行政に対する要望を承るものではありません。詳細は別添の「みやぎの運河群連絡調整会議について」のとおり。

2. 応募資格

みやぎの運河群連絡調整会議に応募できる民間団体等に必要な条件は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 会則や規約をもつ民間団体等
- (2) 平成24年4月以降に、みやぎの運河群沿川（北上運河、東名運河、御舟入堀、新堀、木曳堀）での活動実績がある民間団体等。なお、活動とは以下の①～④に該当するもの。
 - ① 運河群の歴史を未来に繋ぐ活動
(例) 歴史の伝承に関する活動等
 - ② 防災・減災に向けた活動
(例) 防災教育等
 - ③ 環境保全等の活動
(例) 環境学習、清掃活動等
 - ④ 運河を活用した地域活動
(例) 各種イベントの実施、フットパス、パンフレット・散策ルートマップ等
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）第2条の規定によるものに該当しない者であること

3. 選定方法（みやぎの運河群連絡調整会議設置要綱 第4条2項より）

会議に招集する民間団体等は、みやぎの運河群沿川で活動している規約や会則を有する団体を対象として、公募及び市町からの推薦により、事務局が選定する。

4. 応募方法

(1) 提出書類

- ・申請書【公募要綱様式】
- ・活動実績報告書【公募要綱様式】
- ・その他必要資料（会則・規約等を証明できる関連資料）
- ・誓約書

(2) 募集期間

通年

(3) 提出先

事務局への郵送またはメールにより提出

5. 応募後の流れ

- ① 申請書に基づき、事務局が選定する。
- ② 参加者への選定結果を11月末までに、応募者へ通知する。
- ③ みやぎの運河群連絡調整会議の日程や開催場所は、別途通知する。

6. 問い合わせ及び提出先（事務局）

仙台市青葉区本町三丁目 8-1

宮城県土木部河川課企画調査班

電話 : 022-211-3173

E-mail : kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

日本一長いみやぎの運河群

貞山運河・北上運河・東名運河



【凡例】

- 空港
- 港湾
- 運河



みやぎの運河群 位置図